## 令和 4 年度 第 204 回佐用町農業委員会会議録

令和 4 年 5 月 20 日，午後 1 時 30 分 佐用町役場本館 3 階 にて召集した。
1．出席者は次のとおりです。

|  | 2 番 山本 孝行 | 3 番 | 蔭山 武喜 |
| ---: | ---: | ---: | :--- |
| 4 番 大谷 明 |  | 6 番 | 福田 範康 |
| 7 番 竹内 辰已 | 8 番 間嶋 義弘 | 9 番 | 松岡 英雄 |
| 10 番 福原 正幸 | 11 番 金谷 隆志 | 12 番 | 花井 義信 |
| 13 番 古川 由美 |  |  |  |

2．欠席委員は次のとおりです。

| 1 番 腰前 正好 | 5 番 安本 隆己 |  |
| :--- | :--- | :--- |
|  |  |  |
|  |  |  |

3．委員及び傍聴人を除くほか，議場に出席した者の氏名は次のとおりです。
農地利用最適化推進委員 横山 隆夫，狯山 哲博 ，梅本 正見
事務局長 井土 達也 ，書記 押田 晃英•波戸 雄太

4．会議案件は次のとおりです。
（1）会議録署名委員指名
（2）報告第1号 農地法第18条第6項の合意解約について
（3）議案第 1 号 農地法第 3 条の許可申請について
（4）議案第 2 号 農地法第 5 条の許可申請について
（5）議案第3号 農地法第3条第2項第5号の申請について
（6）議案第4号 非農地証明書の交付申請について
（7）議案第5号 農用地利用集積計画の決定について

5．会議の顛末は次のとおりです。
事 務 局 定刻となりましたのでただいまから始めさせていただきます。会長が欠席されて いますので，山本職務代理から挨拶お願いいたします。
議 長（山本職務代理）皆様ご苦労様です。本日は腰前会長が欠席されていますので，代わ りに議事進行をさせていただきます。それではただいまから，佐用町農業委員会第204回5月定例委員会を開催いたします。本日の欠席委員は1番腰前委員と 5番安本委員です。したがってただいまの出席委員は 11 名でありますので，農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により会議が成立しております。次に，

佐用町農業委員会会議規則第 12 条第 1 項の規定に基づき，署名委員を指名させて いただきます。 6 番の福田委員と 7 番の竹内委員にお願いいたします。それでは， ただいまから議事に入ります。事務局より説明願います。
事 務 局 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 18 条第 6 項及び農地法施行規則第 68 条の規定により，下記の届出について受理したこと をここに報告する。令和 4 年 5 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」 （報告第1号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局より報告がありましたこの案件につきまして，何かご意見，質疑 ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは報告第 1 号の案件につきましては承認されました。次に，議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 3 条の規定 により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 5 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」 3 件の申請がありました。
（議案第 1 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，蔭山委員が欠席されていますので，古川委員より説明願います。
13 番（古川委員）本日は安本委員が欠席ですので代読いたします。議席番号 5 番の安本です。議案第 1 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 1 ページからになります。現地確認については5月10日 10 時より，事務局の波戸さん，譲渡人の母

さんと 3 人で行いました。申請場所は資料にありますように，平福から県道上三河平福線に入って，桑野から上三河に向から三叉路の左に位置しています。譲渡人の

さんは遠方に住んでおられ，十分に管理をすることができなく なり，近隣の さんに相談したところ，譲受人の さんも経営農地を拡大したいとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人は現在自作地 $8957 \mathrm{~m}^{2}$ を家族 4 人で耕作従事されており，今回取得 $2159 \mathrm{~m}^{2}$ を合わせ $11116 \mathrm{~m}^{2}$ を営農することになります。以上，法第 3 条 2 項各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので，ご審議 のほどよろしくお願いします。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）
議 長 意見等が無いようでありますので，承認してよろしいですか。
全 員 はい。

長 それでは 1 番の案件につきましては承認されました。次に， 2 番， 3 番の案件につ きまして，間嶋委員より説明願います。
8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 1 号 2 番の案件について説明いたします。資料は 8 ページからになります。現地確認については，5月9日 13 時 30 分より，農業委員会事務局の波戸さん，行政書士の さんと行いました。申請場所は資料にありますように，久崎集落南側に位置しております。譲渡人の さんは遠方に住んでおられ，管理をすることができないことから，譲受人の さん へ委託し，今まで耕作管理をされていましたが，譲渡人の さんが遠方在住で農地を手放したいと相談されたところ，譲受人の さんが譲受け，引き続き耕作管理したいとのことで話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人の さんは，1号の全部効率化要件については全ての農地を耕作しているため問題あり ません。また，2号は個人であるため問題ありません。3号については信託でない ため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間150日従事していま すので問題ありません。 5 号の下限面積については，取得後の面積が $8653 \mathrm{~m}^{2}$ とな るため問題ありません。6号についても，登記簿のとおり問題ありません。また， 7 号の地域調和要件についても，地元の農作業への出役にも参加しておられますし，継続的な経営耕作となりますので問題ありません。以上，第3条第2項の各号に はいずれも該当ありません。以上， 3 条第 2 項の各号にはいずれも該当しません。以上を踏まえまして，本案件については許可が相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして，議案第 1 号 3 番の案件について説明いたします。資料は， 14 ペー ジからになります。現地確認については，5月9日 14 時より，農業委員会事務局 の波戸さん， さん，押田さんと行いました。申請場所は資料にあり ますように，櫛田集落の石井井之谷に位置しています。譲渡人の さんは遠方東京に住んでおられ，管理をすることができないことから，このたび，い～農地を手放したいと相談されたところ，譲受人のい さんが譲受け，引き続き，畑地として耕作管理したいということで話がまとまり，今回の申請となりました。譲受人の さんは 1 号の全部効率化要件については全ての農地を耕作している ため問題ありません。また，2号は個人であるため問題ありません。3号について は信託でないため問題ありません。4号の農作業常時要件については年間150日従事を目標としているため問題ありません。 5 号の下限面積については，取得後の面積が $10,294 \mathrm{~m}^{2}$ となり問題ありません。 6 号についても，登記簿のとおり問題あ りません。 7 号の地域調和要件についても，地元の農業の維持発展に関する話し合 い等への活動へも参加を見込まれますので問題ありません。以上，第3条第2項 の各号にはいずれも該当ありません。以上を踏まえまして，本案件については許可相当であると考えますので，ご審議のほどよろしくお願いします。

して，何かご意見，ご質問等ございませんか。
（「ありません」の声あり）
議
全
議

議

全
議
はい。
長 それでは 3 番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 2 号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見について 農地法第5条の規定により，下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 5 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」 1 件の申請がありました。
（議案第2号，議案書をもとに朗読）
長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，大谷委員より説明願います。
4 番（大谷委員）議席番号 4 番の大谷です。議案第 2 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 20 ページから 26 ページになります。現地確認については，5月10日 11時から，事務局の波戸さん，申請者の さん，農業委員として私の 3 名 で行いました。申請場所は佐用町横坂で，申請書位置図のとおり中国自動車道佐用インターのランプウエーのすぐ西側で佐用川に挟まれたところにあります。申請の経緯について説明します。申請人の さんは2021年住宅として建物を購入 されました。ところが，自宅敷地内，近所に駐車場がなく，今まで自宅横の堤防道路に車を駐車していました。そこで隣にある堤防道路より低く凹んだ農地とし て耕作できないぬかるんだ超湿地の持ち主 さんと さんに売買を相談し，樫本さんの強い要望もあって駐車場としての転用の話がまとまりました。ここま では良いのですが，実はもうすでに埋め立ててしまって，駐車場として使ってい る状態です。資料 126 ページの写真のとおりです。事後申請になります。申請書 に記載されている順に 1 から 9 までの事柄を説明します。権利の種類，所有権は申請が通りしだい移転します。申請の当事者は，
在住です。申請地のすぐ横に住んでおられます。譲渡人として口さん，会社員，在住です。 さんは $\square$ の方です。 さん， 503 番です。 在住です。 3 番許可を受けようとする土地は横坂字 さんの所有でした。
 が田，同じく現況が駐車場になっております。 $139 \mathrm{~m}^{2}$ です。 4 番の権利設定，移転の当事者別の理由は，

申請の経緯で申し上げたとおりでございます。権利設定又は移転する契約の内容 は許可あり次第すぐです。転用の時期，目的に係る事業，施設の概要は，既に 2筆とも令和 3 年 7 月 27 日条件付所有権移転の仮登記済み。令和 4 年 4 月 18 日農用地域に該当しないとの証明を受け露天の駐車場として使用しています。 7 転用の目的に係る資金計画は，既に埋め立て工事は完了しています。8番転用することに よる付近への影響は，駐車場として利用するため，周辺農地への影響はなく，草刈り等責任を持って管理し，また，転売等はしないとの確約書も提出されていま す。 9 その他参考となる事項ですが，隣接者，及び自治会長•水利代表様からの同意書を得ていることから問題ないと思われます。以上を踏まえまして本案件につ きましては許可相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたしま す。
議 長 審議に入ります。この案件は事後承認という形となりますが。
大谷委員 はい。遺憾に思いますが，私も農地パトロールで見るべきでしたが，インターチ ェンジの死角で全く目立たないところにありました。よろしくお願いします。
議 長 審議に入ります。1番の案件について何かご意見，質疑等ございませんか。
福田委員 はい。これは現況宅地なんですね。宅地扱いになっているんですか。
大谷委員 そうですね。雑種地でもなく，宅地扱いになっていると思います。
福田委員 現況課税が宅地となっているんでしょうか。
事務局 あくまで申請内容が宅地となっているということです。
福田委員 登記地目は農地ですよね。 5 条申請で良いんでしょうか。
事務局 造成された時期が令和 3 年 7 月で，条件付き仮登記をされた際に，売買の予約は すでに成立して，転用すべしで契約されていたと思われます。
大谷委員 申請が通らないと本登記にはいたりません。
福田委員 農業委員会として，始末書等は添付させる必要はないんですか。
大谷委員 始末書はいただいております。
福田委員 そのあたりの指導は事務局の方でしつかりしていただくようお願いします。 なんでもかんでもというのではなくて，こういう事例は本当はそぐわないという ことですので。
事務局 申請にあわせて始末書が添付されていますので，この場で朗読させていただきま す。
（始末書朗読）
福田委員 農振農用地にはなっていないんですか。
事務局 農振農用地ではありません。
福田委員 そのあたり総合的に指摘を受けることのないよう，事務局で指導等お願いします。議 長 ほか何かご意見質疑ございませんか。意見等が無いようでありますので，承認 してよろしいですか。
全 員 はい。

議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 3 号「農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積の指定について」を議題といたします。事務局より説明を願います。
事 務 局 「議案第 3 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積の指定について」農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（1平方メートル）の指定につ いて，下記農地の申請があったので審議を求める。令和 4 年 5 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前 正好」 1 件の申請がありました。
（議案第 3 号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて，1 番の案件につきまして，古川委員より説明を願います。

13 番（古川委員）議席番号 13 番の古川です。議案第 3 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 27 ページからになります。現地確認については 5 月 10 日午後 2 時より，事務局押田さん，商工観光課の中本さんと私で行いました。申請場所は資料にあ りますように，上津中学校登校坂の校門の手前を右に 30 m ほど入った所にありま す。申請の経緯ですが，申請人の さんは現在 市に居住されていて時々管理のために帰ってこられていたようですが，今後の管理が困難と考え空き家バン クへの登録をする際，自宅裏にある遊休農地である畑 $347 \mathrm{~m}^{2}$ も一緒につけて売買 したく今回の別段面積の申請となりましたので，ご審議のほどよろしくお願いし ます。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして，何かご意見，質疑ございませんか。 （「ありません」の声あり）

議 長 意見等が無いようでありますので，1番の案件につきましては，別段の面積を 1平方メートルと決定してよろしいですか。
全 員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては別段の面積を1平方メートルと決定されま した。次に，議案第 4 号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたし ます。事務局より説明願います。
事 務 局 議案第4号「非農地証明交付申請の承認について 下記農地について，非農地証明の交付申請があったので審議を求める。 令和4年5月20日提出 佐用町農業委員会 会長 腰前正好」 1 件の申請がありました。
（議案第4号，議案書をもとに朗読）
議長 ただいま事務局の説明が終わりました。続いて 1 番の案件につきまして，担当委員の間嶋委員より説明願います。
8 番（間嶋委員）議席番号 8 番の間嶋です。議案第 4 号 1 番の案件について説明いたします。資料は 34 ページからになります。現地確認については，5月9日 14 時より，事務局の波戸さん，さん，押田さんと行いました。申請場所は，資料 にありますように櫛田集落石井の谷に位置しています。申請人は遠方 に在住

しており，農地の管理ができなくなりましたので，譲渡を含めた土地の整理をし ていて，その際，本件土地の中に登記が畑でありながら現況との相違があるため地目変更を行いたいとのことで本申請に至っております。現況ですが，番地は約 40 年前から，駐車場と住宅の進入路として利用し，現在に至っています。 また，は約 50 年ほど前から，なにも作っていない状態で 40 年ほ ど前から植林を行い，現在に至っております。このことについては，自治会長の証明書，隣接地所有者の同意書，申請者からの同意書も添付されています。さき ほどのことは，非農地証明の判断基準，3（2）農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に当てはまります。また，自治会長の同意も得られて おりますので問題ないと思います。以上を踏まえまして，本案件については許可 が相当であると考えますのでご審議のほどよろしくお願いします。
議 長 審議に入ります。1番の案件につきまして，何かご意見，ご質問等ございませんか。
松岡委員
事務局

松岡委員 次回から場所の明示をよろしくお願いします。
議 長 他に意見ありませんか。意見等が無いようでありますので，承認してよろしいで すか。
全 員 はい。
議 長 それでは1番の案件につきましては承認されました。次に，議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたし ます。 事務局より説明を願います。
事 務 局 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認につい て 農業経営基盤促進法第 18 条第 1 項の規定により，下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める 令和 4 年 5 月 20 日提出 佐用町農業委員会 会長腰前正好」
（議案第5号，議案書をもとに朗読）
議 長 ただ今説明がありましたような利用集積計画となっております。何かご意見，質疑ございませんか。
福田委員 6 ページの 1 番の案件ですが，担い手育成資金は個人でも 1 町以上の作付をされて いたら対象になると記憶しています。 5 年以上の利用権設定地が対象地となるはず なので， 5 年にした方がよいとアドバイスしましたが，役場から担い手育成資金が対象外となるので 3 年にしたとのことでしたが，どうでしょうか。もう一点，世帯内の作付であれば対象となりますか。

事務局 担い手育成資金については勉強不足で申し訳ありません。またお調べして回答 させていただきます。

福田委員 よろしくお願いします。
議 長 その他ご意見，質疑ございませんか。意見等が無いようですので，決定してよろ しいですか。

全 員 はい。
議 長 それでは議案第5号については原案通り決定されました。
それでは本日の議案審議につきましては以上をもちまして終了いたします。 （午後 2 時 11 分 閉会）

令和 4 年 5 月 20 日

